

中央の森式番街
管理組合ニュース
第32期第13号(通算第37号)
発行日：2014/4/17



防犯警報装置の機能と将来の設備更新について

火災報知と消火設備についての設置状況と機能については、管理組合ニュース、通算第28号、2013/8/21発行の特集でお知らせいたしましたが、防犯の見地から見落とせない設備として中央の森式番街には「防犯警報装置」が各戸・各棟にその発信器と表示設備が設置されています。

この管理組合ニュースでは、「防犯警報装置」の機能と設置状況を再確認すると共に、老朽化しているこの装置の更新を如何に進めるべきかの検討材料が提供できればと考え発行いたします。

防犯警報装置の設置目的

防犯警報装置は、各戸の電話機・インターフォンに組み込まれている赤色ボタン（写真1の赤矢印）を押すことで作動します。防犯上で緊急を要する事態が発生した際は、このボタンを押すことで、近隣の居住者へ警報を発信し、事故を未然に防止しようとするものです。

写真1 防犯警報ボタン付き電話機



防犯警報装置の設置状況

各戸の防犯警報ボタンを押すと、棟によって多少の違いがありますが次のように警報音と赤色灯が鳴動・点滅します。

1・2・3号棟

各階段室の1階のメータボックスに設置されている「防犯警報表示盤」（形式は1～5号棟まで共通）のスピーカー部（写真2の青矢印部）からブザー（電子音）が鳴り響き、同時に小さな赤い表示灯（写真2の赤矢印）が点滅します。同時に、警報発信元住戸の階段系列1階玄関の底の柱に取り付けてある「赤色灯」（写真3の赤矢印）が点滅します。この「赤色灯」の点滅によって、どの階段室に面している住戸からの発信かが、判るようになっていきます。

写真2 防犯警報表示盤（1・2・3・4・5号棟共通）

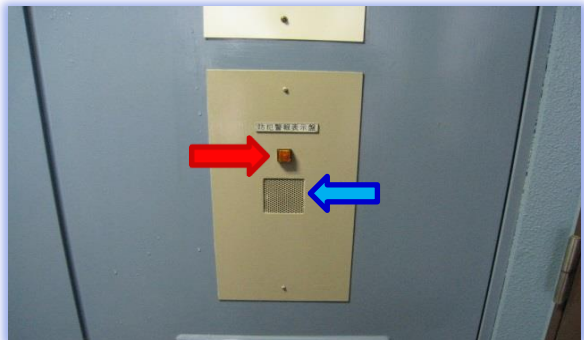


写真3 防犯警報表赤色灯（1・2・3号棟）



4号棟

「防犯警報表示盤」は、写真2と同じ形式のものが、各階段室の1階のメータボックスに設置されています。「赤色灯」は各階室1階の底下に（写真4の赤矢印）に設置されて

います。

写真4 防犯警報表赤色灯(4号棟)



5号棟

「防犯警報表示盤」は写真2と同じ形式のものが、1階の階段裏（エレベーター側）に1箇所のみ設置されています。しかし、「赤色灯」は各階の解放廊下の中央の底下に（写真5の赤矢印）に設置されています。従って、5号棟のみ警報発信元の住居の階の「赤色灯」が点滅して位置を知らせます。

写真5 防犯警報表赤色灯(5号棟)



6・7号棟

「防犯警報表示盤」は他の棟と違い、警報発信の住居の階数を3個の小さな赤い表示灯で1～5階・6～10階・11階～14階の3分類で表示する形式（写真6）で、各階段室の1階のメータボックスに設置されています。「赤色灯」は各階室1階の玄関底下に（写真7の赤矢印）に設置されています。

写真6 防犯警報表示盤(6・7号棟)

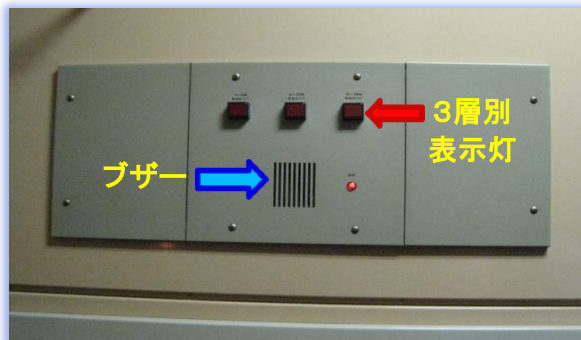


写真7 防犯警報表赤色灯(6・7号棟)



防犯警報の通報経路

全棟共に各戸の防犯警報ボタンが押された場合は、その階段室の「防犯警報表示盤」と「赤色灯」（5号棟のみその階の「赤色灯」）が、鳴動と点滅をするのみで、電気的な回線で管理事務所や中央管理センターへは通報されません。勿論、警察等の公の機関へは、通報されません。

従って、緊急時は、防犯警報ボタンを押して警報音と赤色灯でご近所に知らせると同時に、電話で警察へ110番通報をすることが肝要です。

防犯警報装置の更新について

インターフォンの更新は、かなりのお宅で進んでいるようです。更新を計画されている場合は、非常警報ボタン付きを取り付けることをお勧めします。

写真8 更新用警報ボタン(赤矢印)付きインターフォンの例



最近の新しいマンションでは、警報装置と警備保障会社の駆けつけ対応を組み合わせたサービスが標準的になっているようです。高齢化が進む中式においては、新しい24時間管理体制の在り方として、この種のサービス考える時期にきていると言えるのではないのでしょうか。以上